

人権労働・参加協働WG委員名簿

2018年2月13日現在

【委員】

河合 純一	組織委員会アスリート委員会副委員長 (独)日本スポーツ振興センター主任専門職
河合 弘樹	日本労働組合総連合会総合企画局企画局 部長
黒田 かをり	(一財)CSO ネットワーク 事務局長・理事
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
関 正雄	明治大学 経営学部 特任准教授 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室 シニアアドバイザー
土井 香苗	ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表
パトリシア バダー・ジョンストン	シルバーバーチアソシエーツ株式会社 代表取締役社長 (CEO)
原 陽一郎	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総合調整部 計画運営課長
加藤 いずみ	東京都総務局 人権部 企画課長

(敬称略)

【オブザーバー】

勝野 美江	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官
-------	---

(敬称略)

人権労働・参加協働WGの進め方について

1. 設置趣旨

「ビジネスと人権に関する指導原則」が 2024 年のパリ大会から開催都市契約に盛り込まれることになったことを踏まえ、東京大会でも同原則を参考に人権・労働への配慮に適切に対応する必要があること、様々な方々による大会への参画を促し各主体との協働による大会作りを行う必要があることから、「人権労働・参加協働WG」を設置する。

2. 検討の進め方

<人権・労働・公正な事業慣行等の分野>

以下の点について共有・検討頂きながら、東京 2020 大会における配慮について取りまとめる。

なお、必要に応じて、当事者や関係者の意見等を参考にしながら検討を進める。

- ・過去大会における取組やオリンピック憲章等における位置づけ
- ・東京大会の配慮について
- ・配慮の確保に向けた取組について

(組織内プロセスの構築、状況の把握、対処方策の策定と実施)

<参加・協働、情報発信の分野>

以下の点について共有・検討頂きながら、東京 2020 大会における各主体の参加促進・情報発信について取りまとめる。

- ・東京大会における参加協働事業・取組の実施状況
- ・取組の成果を最大化するための情報発信

3. 今後のスケジュール

- ・3月末までに一定の結論を得られるよう WG を開催。
- ・得られた結論は内容に応じて運営計画第 2 版に反映する。



過去大会（ロンドン・リオ）における取組

総務局 持続可能性部

領域	過去大会の取組事例等
D&I	<p>Leadership pledge すべてのスタッフを対象に、“全員のロンドン2012”をつくるためのコミットメントにサインしてもらうという活動を実施。（ロンドン）</p>
	<p>D&Iピンバッジ 6つのダイバーシティスタンダード（性的指向、障がい、年齢、ジェンダーとジェンダーアイデンティティ、信仰、民族）をピンバッジ化した。（ロンドン）</p>
	<p>22のプログラムを各FAと連携して実施した。例えば、開閉会式、聖火リレーにD&Iの視点を入れる。ユニフォームに関して、すべての人のニーズに適合したユニフォームになるように多様なサイズを用意するなど。チケット販売に関しては、すべての障がい者が、健常者と同じ販売チャンネル、システムを使ってチケットを買うチャンスがあるように、アクセシブルウェブサイトなどをつくるなど。（ロンドン）</p>
	<p>ダイバーシティウィーク 国際女性の日に開催。ステークホルダー、スタッフをエンゲージするイベントを主催した。仕事にどのようにD&Iを入れたかのショーケース、過去1年の成果の振り返り、次の年のチャレンジの概観をした。（ロンドン）</p>
	<p>教育プログラムにD&Iの視点を取り入れた。パラリンピックスポーツの価値などを若者に。（ロンドン）</p>
	<p>地域コミュニティを大会準備に巻き込み、大会後の日常で使えるスキル・トレーニングを受けさせた。例えば、リオの貧しいコミュニティの女性が、選手村のアパート用のクッションをつくった。（リオ）</p>

領域	過去大会の取組事例等
リスク管理	組織委員会内外に、大会多様性委員会（LOCOG Diversity Board）などの様々なグループを設置。多様な意見を取り入れた。（ロンドン）
	スタッフに対して年齢、障がい、人種などを考慮して雇用した。また、多様性の度合いを多様性委員会がモニタリングした。研修にもD&Iの視点を取り入れた。（ロンドン）
	競技場をアクセシブルなものにするための指針である、オーバーレイアクセスファイルを策定した。（ロンドン）
調達	調達のためのD&Iビジネス憲章を策定した。（ロンドン）
	RAG（Red・Amber・Green）システム サプライヤーのD&Iの度合いなどを評価するRAGシステムを設計した。サプライヤーのD&Iの度合いを赤、黄、青で評価。結果を調達チームに送る。また、前述の22のD&IプロジェクトもRAGシステムでアセスメントされた。結果は、CEO、大会多様性委員会のディレクターに報告された。（ロンドン）

* 下記HPから、組織委員会が作成

Learning Legacy London2012

<http://learninglegacy.independent.gov.uk/index.php>

Rio 2016 Summer Games Olympics -results & video highlights

<https://www.olympic.org/rio-2016>

オリンピック憲章及び開催都市契約等における位置づけ

1. オリンピック憲章 根本原則（2015/8改）

<根本原則第4項>

- スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。

<根本原則第6項>

- このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

2. オリンピックアジェンダ 2020（2014/12）

<提言11>

- 男女平等を推進する。オリンピック競技大会への女性参加率 50%実現により、スポーツへの女性の参加と関与を奨励。/IOC は男女混合の団体種目の採用を奨励。

<提言14>

- オリンピズムの根本原則第6項を強化する。
IOC は、オリンピック憲章の根本原則第6項に性的指向による差別の禁止を盛り込む。
→1. に記載の「オリンピック憲章根本原則」に反映

3. 東京 2020 大会開催基本計画（2015/2）

大会ビジョンの基本コンセプトの一つ＝「多様性と調和」

- 「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的およびその他の考え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの有無などあらゆる面で異なる人類は、これらの違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで平和を維持し、さらなる発展を遂げる。それを目指すのがオリンピック・パラリンピックの精神であり、それを可能とするのがスポーツの力であると確信している」

4. 2024年 パリ大会 開催都市契約 主要要件（2017/9）

<13.1.>ホストシティ、ホストNOC、組織委員会は競技大会に関連する活動において以下を遵守

- 国籍、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由などによる、いかなる差別も受けない。
- 人権を保護・尊重するとともに、国際的合意、ホスト国の法律制度やホスト国で適用可能なすべての国際的に認知された人権基準・原則（「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を含む）に沿ってあらゆる人権侵害が救済されなければならない。

（*東京大会 開催都市契約には該当記述無し）

5. IOC 持続可能性戦略（2017/10 改）

ANEX1：立候補都市、OCOGs、ホストシティ、運営パートナーの要件「ワークフォース」

※以下は、2026年以降の大会に適用。それ以前の大会については、IOCは各OCOG、ホストシティと密接に連携し、当持続可能性戦略との整合性を確保するよう努める。

- OCOGは有給スタッフとボランティアの労働条件を安全かつ衛生的なものとし、アクティブなライフスタイルを促進しなければならない。
- OCOG、ホストシティ、ホストNOCは、大会準備等のプロジェクト推進において、労働条件に関してホスト国に適用可能なすべての国際的に認知された基準や国際的合意、法律、規制を遵守するためにあらゆる手段を講じなければならない。
- OCOGは、若手スタッフの能力開発の機会を提供しなければならない。
- OCOGは男女平等を推進するとともに、ホスト国の多様性を反映させたワークフォースを確保しなければならない。

以上

メガスポーツイベントと人権

国際人権NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ

日本代表 土井香苗

2018年2月13日 東京オリパラ組織委員会・第1回人権労働・参加協働WG

過去の五輪開催と数々の人権侵害

2008年北京五輪

2014年ソチ五輪

2008年北京五輪

・インターネットへのアクセス
制限と検閲

・市民活動家の発言封じ

・建設業の出稼ぎ労働者への
人権侵害

・報道の自由の侵害

・強制立ち退き

2014年ソチ五輪

- ・出稼ぎ労働者の搾取
- ・市民活動家への弾圧
- ・差別の助長
- ・報道の自由の侵害

メガスポーツイベント(MSE)における主要人権侵害の5形態

1. 適正な手続や補償のない強制立ち退き

- ・2008年北京五輪や2014年ソチ五輪開催にあたり、多くの住民が正当な法の手続きもほとんどないまま、立ち退きを強いられた
- ・2016年リオ五輪開催にあたり、2万2千世帯以上が強制退去の被害にあった

2. 出稼ぎ労働者への人権侵害・搾取

- ・北京やソチでの大規模インフラ工事で雇用される出稼ぎ労働者の、危険な労働環境、長時間労働、低賃金
- ・2014年ソチ五輪スタジアム等建設では、危険な労働環境により、60名以上が死亡と報告

3. 市民活動家や独立団体の発言封殺・活動の場の閉鎖

- ・2012年バーレーンF1グランプリ開催の際、治安部隊による抗議デモ参加者への暴力(1名死亡)が報告された
- ・2015年アゼルバイジャン・ヨーロッパ競技大会では、多くのジャーナリストや人権活動家が拘束された

4. メディアへの規制やジャーナリストに対する脅迫や投獄

- ・2008年北京五輪を開催した中国： インターネット検閲、報道規制
- ・2015年アゼルバイジャン・ヨーロッパ競技大会開催： ジャーナリスト、活動家の拘束、国外避難、入国拒否

5. 制度的差別

- ・サウジアラビアにおける女性・少女に対するスポーツ差別やロシア政府の反LGBT法、そしてイランの女性観戦禁止などはMSEが掲げるべき「多様性」や「人類の偉業」とかけ離れている

人権状況改善の機会となる可能性

・過去にも...

IOCはスポーツ界から差別の撲滅を目指してきた:

- アパルトヘイト時に白人のみの選手団を派遣した南アフリカ共和国の出場を禁止
- タリバン政権下で女性への差別が行われていたアフガニスタンの選手団の出場を禁止
- 韓国軍事独裁政権に対し、民主的選挙が行われなければ1988年のソウル五輪開催を危うくすると警告

・北京五輪やソチ五輪に関する人権侵害批判を受け2017年1月、IOCは開催都市契約の改訂を完了

- 開催都市契約内でIOCが初めて「ビジネスと人権に関する国連指導原則」言及
- IOCは改訂版の中で、開催国の義務は“*protect and respect human rights and ensure any violation of human rights is remedied in a manner consistent with international agreements, laws and regulations... including the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights*”であるとした
- 改訂版は2024年パリ五輪より適用
- 果たして2020年東京五輪、2022年北京五輪は？

メガスポーツイベント

プラットフォーム・フォー・ヒューマンライツとは？ (MSE Platform)



**MEGA
SPORTING
EVENTS**

Platform for Human Rights

・五輪などのMSEが引き起こす恐れのある、社会的リスクのマネジメントや人権侵害等に対する包括的かつ継続的な取組みの発展、MSEでの人権尊重のオペレーション化などの取組み

・メアリー・ロビンソン氏が議長(アイルランド元大統領、元国連人権高等弁務官)、英国の人権とビジネス研究所(IHRB: Institution for Human Rights and Business)ジョン・モリソン所長が事務局長

・政府、国際機関、競技連盟、アスリート、オリンピック委員会、スポンサー、放送局、NGO等の市民社会を含む、20以上のマルチステークホルダーが参加

・Center for Sport & Human Rights が2018年中に立ち上がる予定

Steering Committee – chaired by Mary Robinson

Governments

- Switzerland
- United States of America
- Brazil (observer)

Advisory Group:

- International Labor Office (ILO)
- International Organization of Employers (IOE)
- International Trade Union Confederation (ITUC)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR)

Inter-Governmental Organizations

- International Labor Office (ILO)
- Organization for Economic Cooperation and Development (OECD)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR)
- Organization for Security and Cooperation in Europe (OSCE)
- Organization internationale de la Francophonie (OIF)
- United Nations Children's Fund (UNICEF)

Sports Governing Bodies

- Commonwealth Games Federation
- International Olympic Committee
- UEFA

Local Organizing Committees / Oversight Bodies

- Commission for a Sustainable London 2012 (Former Chair)
- 東京オリパラ組織委員会(2018年11月から)

Sponsors / Broadcasters / Business Groups

- Adidas Group
- BT plc
- The Coca-Cola Company
- International Organization of Employers (IOE)

Trade Unions

- Building and Wood Workers International (BWI)
- International Trade Union Confederation (ITUC)
- World Players Association

Civil Society / NGO / National Human Rights Institutions

- New Zealand Human Rights Commission
- Three NGOs from the Sport and Rights Alliance, rotating on a six-monthly basis (*currently active)
- Human Rights Watch*
- Terre des Hommes*
- Transparency International Germany*
- Amnesty International
- Football Supporters Europe

東京五輪のレガシー提案:

初の「国連ビジネスと人権指導原則」五輪に

人権侵害の恐れが大きい今後のMSEも見据えて

人権侵害が懸念される東京五輪前後のMSE:
2018年ロシアW杯、2022年北京五輪、2022年カタールW杯など

人権・労働、公正な事業慣行等への配慮について

【本日議論すべきこと】

1. 東京大会における配慮において整理検討すべき事項について
2. 人権・労働、公正な事業慣行等への配慮の大目標と施策の柱立てについて

1. 東京大会における配慮において整理検討すべき事項

<検討の前提>

- オリンピック・パラリンピック大会は、多種多様な団体・機関等がその大会の準備運営に携わるとともに、国内外から多くの観客が来場し、また、ライブサイトイベントやTV等を通じて多くの方々が観戦する、世界最大規模のスポーツイベントである。

- 大会の準備運営をみても、
 - ・大会準備運営の中心となる組織委員会（有給スタッフ・ボランティア）
 - ・各競技の管理と指導について責任を持つIF
 - ・アスリートの大会への参加にあたって重要な役割を果たすNOC/NPC
 - ・大会の準備運営に携わる事業従事者など、それに関わる主体は多種多様である。

- こうした幅広い主体が関係する東京大会において、権限等が限られている中、組織委員会として、対象とする「主体」「時」「場所」ごとに、どのような取組を行うべきか、整理検討することが必要。

- ついては、国連の「ビジネスと人権の指導原則」を踏まえつつ、多様な人々が互いを尊重して参加する「開かれた大会」とすることを念頭に、以下の点について検討する。

<整理検討すべき事項>

- ① 配慮の対象とすべき「主体」「期間」「場所・場面」について、考えられる対象はどこか。
主体：組織委員会（有給スタッフ・ボランティア）、事業従事者、I F、N O C、N P C、アスリート、サプライチェーン関係者、観客、イベント参加者、視聴者・社会一般
期間：準備期間、大会期間、会場撤収期間
場所・場面：競技会場内、オフィス、競技会場外・職務上、プライベート

- ② 上記対象範囲において、組織委員会が「直接管理し得る範囲」、「影響を及ぼし得る範囲」はどこか。
<考慮すべきこと>
 - ・多種多様な団体・機関等が大会の準備運営に携わっており、組織委員会の権限も限定されていること

- ③ 「直接管理し得る範囲」「影響を及ぼし得る範囲」における具体的な取組と、特に力点を置くべき事項は何か。
 - ・重要になると思われる、未然に防止するための予防措置、啓発、それらを効果的に行う仕組みづくり、ダイバーシティ・インクルージョンの取組
 - ・問題発生時の対応

<検討手順>

- | | |
|-----|-----------------------|
| 本日 | ①、②の議論を実施 |
| 次回 | ②、③の議論を実施 |
| 次々回 | 関係者ヒアリングを踏まえ①②③の議論を実施 |

2. 人権労働公正な事業慣行等への配慮の大目標と施策の柱立てについて

「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の検討内容に関する意見募集資料(抜粋)
意見募集期間:平成29年12月27日～平成30年1月16日

○ 人権・労働・公正な事業慣行分野

1) 当分野の全体的方向性

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、人種や肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働や強制労働、過重労働を含めそれら課題について間接的にも助長しない大会を目指す。

また、腐敗行為や反競争的な取引等に関与しない公正な事業慣行が確保された大会を目指す。

2) 大目標 (ゴール)

案1 : 多様性と調和
(Unity in Diversity)

案2 : 多様性の尊重
(Respect of Diversity)

案3 : ダイバーシティ & インクルージョンの確保
(Ensure the Diversity & Inclusion)

* 括弧書きの英文は日文に合わせて事務局にて作成したもので、今後、表現の整理をしていく予定

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 先進国でありおもてなしの国・日本であるからこそ、世界に先駆けて、自主的に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をしっかりと守ると宣言し、未来の五輪に模範を示し、悲惨な人権侵害を繰り返させないためのレガシーを打ち立てるべき（第7回D G）
- 人権尊重五輪に向けた青写真を描くのが運営計画です。世界の期待に応える戦略策定が期待される（第7回D G）
- 全体的方向性の「間接的にも助長しない」という表現が、児童労働や強制労働、過重労働にのみかかっているように読めなくもないので、人種差別などにもかかるものとして書き方を工夫して欲しい（第8回D G）
- 国連の指導原則を柱として、「助長の回避」に限らず、助長していない場合であっても行動する、という部分が抜け落ちている（第8回D G）
- 多様性という言葉は良いが、調和とか配慮といったニュアンスはふわっとしている。人権侵害をなくす、関与しないということをきちんと述べるべき。インクルージョンも盛り込んだ大目標にすべき（第9回D G）
- 大目標の「多様性」をどうするかという文言について、「調和」とか「配慮」ではなく「尊重」という言葉にすべき。人権の尊重といってもよいのではないか。D & Iという言葉も分かるようになってきている。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」という文言も入れるべき。また、例示に宗教、性自認、社会的身分という言葉も入れるべき（第9回D G）

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

- ①大会に関わる全ての人々に対する人権等の配慮方策の実践
 - ・職員への周知徹底、共有 (D&Iの戦略策定)
 - ・労働環境の整備
 - ・職員への機会の提供
 - ・アクセシビリティの指針策定
 - ・大会施設における配慮の実践
- ②労働への適正な配慮の実践
 - ・柔軟な働き方の実践
 - ・職場環境の整備
 - ・研修の適切な実施
- ③公正な事業慣行等の配慮方策の実践
 - ・公正な事業慣行に配慮した調達の実施
 - ・研修等の実施
- ④その他共通事項
 - ・人権等への配慮方針の策定

【参考】委員会等における主な有識者意見※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 人権に関しては、調達以外の全体感のある個別目標を立てる必要がある（第8回D G）
- D & I（ダイバーシティ&インクルージョン）に関しては研修をしているとのことだが、これに限らず、包括的に人権の問題について理解を促す機会をきちんと設けるべきではないか（第8回D G）
- 人権の分野は、国際的な文脈ではエンゲージメントが足りないという不満がある（第8回D G）
- D & Iの戦略策定は重要。スタッフの意識の浸透が中心になっていると思うが、よりすべての関係者に向けた戦略にしてほしい（第9回D G）
- 海外では、移住労働者の人権侵害が特に大きい問題となるが、そういったことや、ジャーナリストやNGOの自由の尊重などを検討すべき（第9回D G）

参考：計画の構成要素

- **第二版の位置づけ（第一版との整理）**
- **1964年大会からの歩み等**
- **2020大会における持続可能性配慮の基本的な考え方**
 - ・ 基本的方針（世界の動きを見据えた大会の方向性）
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた主要5テーマの取組
 - ・ 計画の適用範囲
 - ・ ISO20121規格に則した持続可能性マネジメントシステムの導入・運用
 - ・ モニタリング体制
 - ・ 調達コード（通報受付窓口を含む）や環境アセスメントなど計画の実現に向けたツールの活用
- **主要5テーマの大目標（ゴール）と施策の柱立て（個別目標）**
 - * 「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信」ごとに次頁以降に詳細に記載しています（なお、目標設定の考え方は末尾の参考資料2を参照下さい）。
- **実施主体別の行動計画・進捗状況**
 - ・ 会場整備関係の取組
 - ・ 実施主体（組織委員会各部署、都、国など）別の取組

関係者ヒアリングの実施について

人権等の問題は、日常的に誰にでも起こりうるものであり、多様性を共に理解し共有することにより、東京2020大会を通じて人権等に関する国内外の理解を深めるきっかけにすることも、「ビジネスと人権に関する指導原則」が開催都市契約に位置付けられるパリ大会以降につなげるレガシーとなると考える。

この点、多岐にわたる人権等の問題について、本WGを通じて、必要な情報を発信し理解を深め問題の共有をしつつ、関係者から幅広い意見を聴取しながら検討を進めることも重要であることから、関係者ヒアリングを実施する。



参加・協働、情報発信について

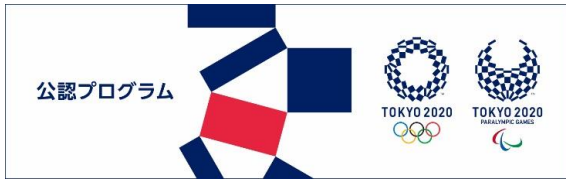
1. 組織委員会が実施している参加協働事業について

1)-1. 東京2020参画プログラムの概要

- ◆東京2020大会の 大会ビジョンのもと、スポーツだけでなく、国民全員が文化や教育、持続可能性等、幅広い分野で、東京2020大会関連イベントに参画できる枠組みとして2016年10月から開始。
- ◆東京2020大会を一過性のイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人が参画し、あらゆる分野で東京2020大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指し、以下の8つのテーマのもと、多様なイベントや事業が開催されている。



1)-2.東京2020参画プログラムの概要②



東京2020参画プログラム



東京2020 公認プログラム

- 各省庁、開催都市、スポンサー、JOC、JPC、会場関連自治体、大会放送権者、が実施
- 公認事業としての位置づけ

東京2020 応援プログラム

- 左記以外の自治体、非営利団体等が実施
- アクションの裾野を広げ、多くの人々が参画できることを目指す

8つの
分野

スポーツ・健康

街づくり

持続可能性

文化

教育

経済・
テクノロジー

復興

オールジャパン・
世界への発信

◆参画するための要件等の詳細は、下記からダウンロードできる申請ガイドをご参照ください。

<https://participation.tokyo2020.jp/jp/data/application-system-guidelines-jp.pdf>

1)-3.東京2020参画プログラムの現状①



主体登録認証件数

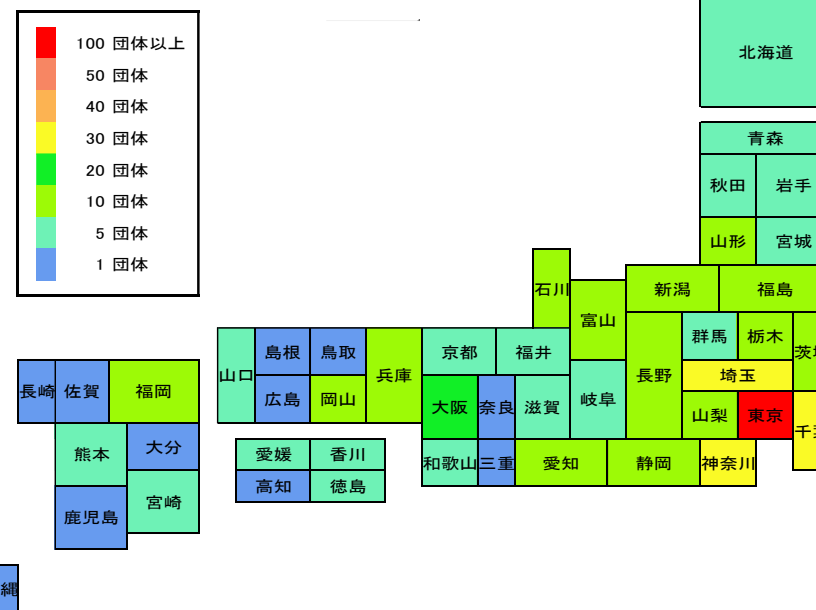
2017年7月19日(対象拡大前):257件



2017年9月11日:585件



2018年1月5日時点:1,032件



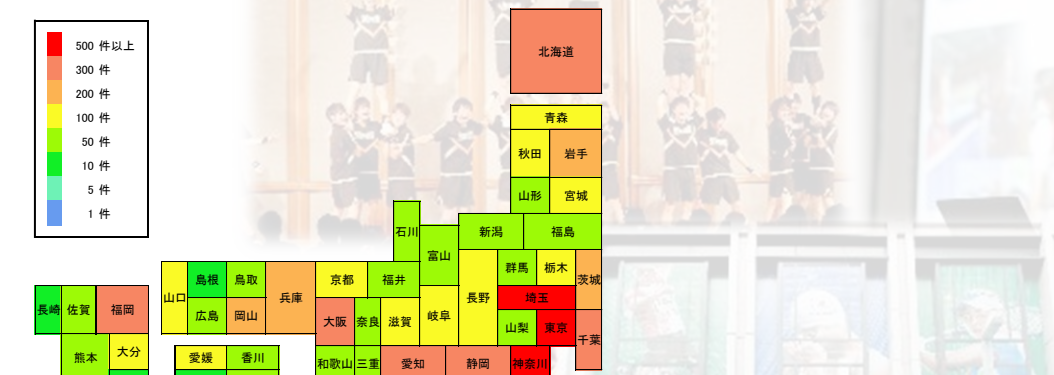
- ✓ 全47都道府県において、所在団体が主体登録済み
- ✓ 全国都道府県、東京都内自治体、会場関連自治体、政令指定都市の自治体登録は約90%
- ✓ マスコット投票宣言参画をきっかけとした自治体の登録数の増加

1)-4.東京2020参画プログラムの現状②



アクション登録認証件数

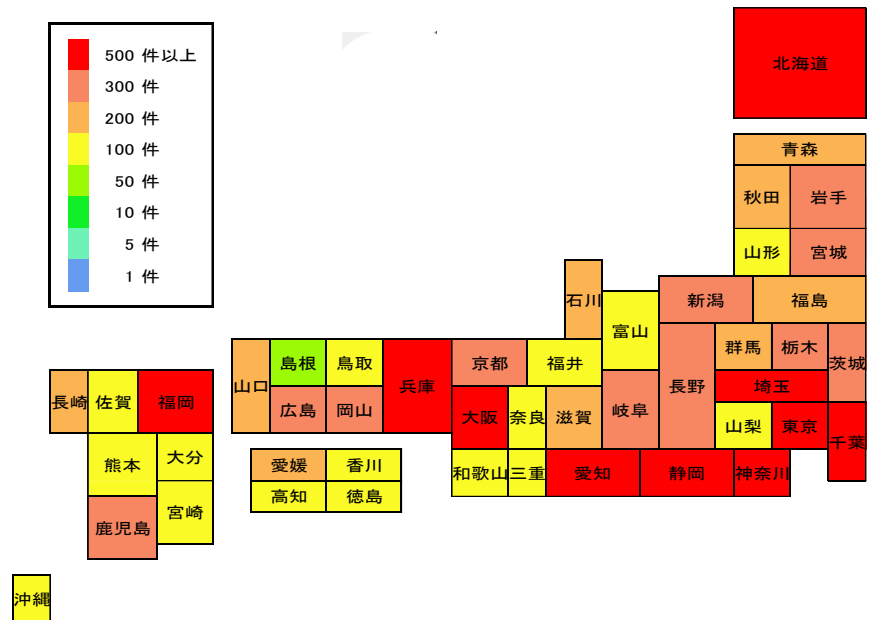
2017年7月19日(対象拡大前): 12,400件



2017年9月11日: 16,600件



2018年1月5日時点: 21,800件



- ✓ 47都道府県の殆どにおいて100件以上のアクションが実施済み
- ✓ 東京都、神奈川県、埼玉県では1000件以上のアクションが実施済み
- ✓ 関東以東の地域においてのアクション数の伸びが顕著

1)-5.事例紹介

持続可能性 平成29年度クリーンアップキャンペーン

持続可能性

女性とスポーツ

- 日時：2017年12月21日（木）
- 主催：墨田区
- 会場：墨田区 錦糸町駅、スカイツリー周辺等
- 内容：

2020年に向けて、環境意識を高めるとともに地域への愛着を育むため、地域の美化活動の一環として、錦糸町駅、東京スカイツリー、曳舟駅周辺等で、区、地元町会自治会、事業者、警察、学校などが、清掃活動や、路上禁煙マナーアップ、放置自転車追放の開発キャンペーンを実施する。

- 参加人数：660人
- 成果：

区役所職員をはじめ、区内企業の方々にも参加いただき、まちの美化活動及び路上喫煙マナーアップ、放置自転車追放、東京2020大会に向けた環境意識向上啓発を行い、区民などの意識を高めることができた。

- 日時：2017年8月24日（木）～8月25日（金）
- 主催：UN Women、文京区
- 会場：文京区 文京シビックセンター（東京都）
- 内容：スポーツにおける女性の地位向上を目指すことは、現代スポーツ界の課題であり、IOCとUN Women がリオ大会で実施した、スポーツを通して若い女性と女兒をエンパワーメントする共同プログラムのご紹介と、2011年の女子サッカーワールドカップ優勝の「なでしこプロジェクト」について紹介した。
- 参加人数：264人
- 成果：オリンピックに女性が参加したのは1900年（第2回）パリ大会からであり、女性の地位向上を目指すことは、現代スポーツの課題である。東京2020大会に向け、女性のスポーツ参加によるエンパワーメントの推進に焦点をあてた企画展を開催するし大会の理念でもある、「Unity in Diversity」を広く周知することで、大会への機運醸成を図ることができた。

1)-6.東京2020参画プログラムの申請方法

◆すべての申請はWeb上からのみ申請を受け付け。(組織委員会が指定した場合を除く) 申請は、下記のHPから。



東京2020
参画プログラム

参画プログラムを申請する

- ▶ [初めての方](#) (「申請の流れ」へ)
- ▶ [申請済みの方](#) (「マイページ」へ)

ホーム 探す 実績紹介 参画プログラムとは 教育プログラム 参画する

[ホーム](#) > 申請の流れ

申請の流れ

参画プログラムへの事業登録、及びマークのご使用にあたっては、東京2020組織委員会への申請が必要です。

STEP 1
▶ [主体登録申請](#)

STEP 2
▶ [アクション申請](#)

STEP 3
▶ [マーク等使用申請](#)

STEP 4
▶ [実績報告](#)

<https://participation.tokyo2020.jp/jp/flow/>

2)「大学連携」の概要

◆「オリンピック・アジェンダ2020」において、「Engage with youth(若者と交流すること)」が重要とされた項目がある。組織委員会では、オリンピズムの精神やアジェンダ2020の提言を受け止め、東京2020大会への若者の多様な参画機会を創出し、そして、若者による新たなムーブメントの広がりを期待して、2014年6月、大学・短期大学と連携協定の締結を開始した。現在は、全国約800校と連携体制にある。

◆大学連携は、3つのキーワードである「教育」、「経験」、「レガシー」の下、さまざまな活動に取り組んでいる。

- ・オリンピック・パラリンピックに関する情報の共有(連絡会・説明会の開催など)
- ・オリンピック・パラリンピックの理念や歴史、東京2020大会の運営や計画に関する授業や特別講義の実施(「出張講座プログラム」)
- ・東京2020大会への参画を推進する機運醸成イベントやプログラム等の実施

2. 人権労働公正な事業慣行等への配慮の大目標と施策の柱立てについて

「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の検討内容に関する意見募集資料(抜粋)
意見募集期間:平成29年12月27日～平成30年1月16日

○ 参加・協働・情報発信

1) 当分野の全体的方向性

持続可能性への配慮の最大化に向け、大会関係者のみならず、広く国民、事業者、自治体等の参加・協働による取組の広範な実施と情報発信を目指す。

2)大目標(ゴール)

案1:全員参加とレガシーの継承

(Engagement by broad parties and legacy deploy)

案2:国民各界各層の参加・発信

(Broad engagement by and communications among various parties in the nation)

案3:自由な参加型社会

(Engagement for everybody with free (& informed) consent)

3) 施策の柱立て(ゴールに向けた主な個別目標)

① 様々な主体との協働の創出

- ・スポンサーとの協働(持続可能性スポンサーネットワークの設置運用)
- ・その他団体等と協働

② 人材育成を通じた参加の創出

- ・職員によるボランティア活動の推進
- ・ボランティア人材の活用と育成
- ・環境学習の実践による参加創出

③ 参加協働を促すプロジェクトの実施

- ・国民参加型事業の実施
- ・教育を通じた参加協働の推進
- ・自発的な参加協働の形成・推進

④ 国内外への情報発信

- ・観客への情報発信
- ・大会関係者への情報発信
- ・マスメディアへの情報発信

【参考】委員会等における主な有識者意見 ※すべての意見は、後頁【参考】に記したURLでご覧いただけます。

- 自由な参加型社会という表現もある(第9回DG)
- ワーキングがないものを心配している。大気・水・緑・生物多様性と参画・協働が弱いかなど。特にエンゲージメントが今の体制ではとても弱い。持続可能性に関わる、外からの懸念や声に、きちんと対話して丁寧に対応していくというプロセスを作っていたきたい(第7回DG)
- 国民的な運動を推進していくためにも、参加協働のワーキングがあった方が良くと思うので設置を検討してほしい(第7回DG)
- ボランティアの活用と育成という表現にしたらどうか(第9回DG)
- 参加協働のところでスポンサーネットワークの記述があるが、そういった方々の意見を聞きながら進めていく必要がある(第9回DG)